ドSKR 移動。送迎支援活動ニュース

障がい者や高齢者の福祉・介護施設向け施設。 ・デイサービス送迎運転者講習会

安心・安全な送迎サービスを提供するための講習を!

高齢者や障がい者の「送迎」は、介護、福祉施設の運営上不可欠なサービスですが、事業運営上は事業収益を伴わないサービス範囲として実施されている実態があります。 そのため、ややもすると「送迎」における事故防止対策が見落とされがちになっているのではないでしょうか。

最近、全国的に施設送迎活動時における人身事故やトラブルが続発しており、事故防止への対応が喫緊の課題として指摘され始めています。



このような状況の中で、送迎時の事故の防止に対するスタッフ研修や送迎運転者のスキルアップ研修に取り組むことが強く求められてくるものと考えます。

NPO法人 移動送迎支援活動情報センターと、関西STS連絡会は、国土交通省の認定講習機関として、2007年より、福祉有償運送等の運転者講習会を実施し、関西や西日本で4864名(2014年3月31日現在)に及ぶ送迎運転従事者を養成してきました。

目 次

- ■安心・安全な送迎サービスを提供
 - するための講習を / …… 1
- ■福祉有償運送の事務・権限の地方
 - 公共団体への移譲のあり方検討会……3
- ■【国土交通省認定講習】移動・送迎
 - サービス運転協力者講習会……6
- ■東京交通新聞報道資料 …… 8

この実績を踏まえて、この度、別項の要綱【2頁】による施設・デイサービス送迎運転従事者のスキルアップ研修を企画いたしました。

職員・スタッフ研修のプログラムの一環 に取り入れられますよう、ご案内申し上げ ます。

施設・デイサービス送迎運転者講習会カリキュラム

科目名	内容	テキスト	時間
送迎サービス(移動 サービス)について	安全ルールの遵守等道路交通法、道路運送法その他関係法 令に係る基礎的な知識等に関すること。	第1章 第2章	30 分
接遇・介助	基礎的な接遇に関する技術及び利用者が必要とする援助に 対応するための介助技術に関すること。	第3章	40 分
使用する車両	多様な車両の仕組みや取扱いの方法等に関すること。	第4章	20 分
運転に必要な知識 と心構え	安全運転の基礎知識及び運転時における適性や基本的な動作、利用者の乗車時における運転方法等に関すること。	第5章	90 分
リスクへの備えと対応	安全・安心な運行に必要な基礎知識、交通事故や利用者の 体調不良等の緊急時に的確に対応するための知識や方法等 に関すること。	第6章	40 分
			220 分

施設・デイサービス送迎運転者講習会

□ 日 時:2014年8月2日(土)10:00~15:00

□ 会場: KSプラザ3F 大阪市浪速区敷津東3-5-15【地図参照】

圖 主 催:NPO法人 移動送迎支援活動

情報センター/関西STS連絡会

□ 定 員:50名(定員になり次第締め切らせて

いただきます【先着順】)

□ 参加費: 3,800円(テキスト代800円を 含む。当日、会場にてお支払いください。)

□ 申込先: TEL • FAX: 06-4396-9189

E-mail: k-sts@e-sora.net



-- <申込用紙>

施設・デイサービス送迎運転者講習 受講申込書

団体・施設名		(担当者名:
所 在 地	₸	
連絡先	Tel:	Fax:
受講者氏名		
受講者氏名		
受講者氏名		

【個人情報の取り扱いについて】

- 1. 個人情報は次の目的以外には使用いたしません。
- ①修了証の発行 ②当団体からの郵便物の発送 ③重大事故発生時の国土交通省からの受講内容の照会
- 2. 受講者ご本人から、個人情報の開示、修正または削除のご依頼があった時は、速やかに開示、修正又は削除します。

平成25年8月の地方分権改革有識者会議において、自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲については、希望する市町村に対して移譲することを基本とするとともに、地域の実情に応じた自家用有償旅客運送の実現のための必要な措置を講じること等を内容とし た報告書が報告された。

これを踏まえ、希望する市町村等への事務・権限の移譲に係る具体的な制度設計、輸送の安全確保のために必要な仕組み、地域の 実情に応じた運送の実現に向けた運用ルールの緩和や運用方法の改善等の制度の詳細設計について専門的に検討する。

- (法律改正関係事項) 望する市町村等への事務・権限の移譲に係る具体的な制度設計
- 輸送の安全確保及び利用者保護のために必要な仕組み(法律改正関係事項) 移譲を受けやすくするための環境整備及び国による支援のあり方 - 0004
- 地域の実情に応じた運送の実現に向けた運用ルールの緩和や運用方法の改善等

舭

平成25年11月28日 平成25年12月20日 平成26年3月20日 平成25年10月7日

検討会資料

http://www.mlit.go.jp/jidosha_tk 国土交通省ホームページ 3 000054.html

討分数

堡

- 早稲田大学創造理工学部長(座長)
 - 読売新聞論説委員
- 名古屋大学大学院准教授 西南学院大学教授 ·古羅
- 一橋大学大学院教授 ・正子
- 佐賀県交通政策部身近な移動手段検討チームプロジェクトマネージャー 博智记明记子隆 驷
 - 高崎市地域交通課長 ·舩渡川 肇 学識経験者等
 - 宮崎県椎葉村長 推 排
- (公社)日本バス協会理事長 ·梶原
- (一社)全国ハイヤー・タクシー連合会理事長 晃 鄖 正 വ 博 人 各 一 二
 - (一財)全国福祉輸送サービス協会会長
- NPO法人全国移動サービスネットワーク理事 回鄉
- 順不同·敬称略〉 全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局次長 全国自動車交通労働組合連合会書記次長 国自動車交通労働組合連合会書記次長 党 學 副
- ·国土交通省自動車局、内閣府地方分権改革推進室、厚生労働省老健局 行政関係者

自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会 最終としまとめ(熱寒



<u>早稲田大学創造理工学部長)</u>」では、現在国会で審議中の地方分権一括法案に盛り込まれた自家用有償旅客運送の事務・権限の希 望する市町村等への移譲について、具体的な移譲の進め方や自家用有償旅客運送の有効活用に資する運用ルールの緩和のあり方等 自動車局が設置した「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会(座長:後藤春彦 を検討し、以下のとおり最終とりまとめを行った。

1. 事務・権限の移譲に関する考え方

- 国会審議中の地域公共交通活性化・再生法改正法案と相まって、地方公共団体による創意工夫をこらした地域 の交通ネットワークの形成・充実の取り組みを促進することにある。 移譲の目的は、 0
- 継続的にフォローアップを行っ 移譲が有効活用されるようにするためにも、国土交通省が今回の提言内容を速やかに実施し、 。他グンこと 0

2. 移譲の進め方

- (1) いわゆる「手挙げ方式」による移譲
- ・移譲先の市町村長又は都道府県知事を国土交通大臣が指定する 方式により、<u>希望する市町村等に対して移譲</u>する制度とする。 (地方分権一括法案に反映済み)
- (2) 輸送の安全確保・利用者利益の保護
- ・移譲される市町村等が事務を適切に遂行する能力・体制を備えていることが必要である。
- ・このため、国土交通省において指定基準の明確化、指導・助言、市町村を補完する都道府県への働きかけ等を行うべきである。
- ・移譲後も、移譲を受けた市町村等と密接に連携すべきである。
- (3) 移譲を促進するための環境整備等
- 市町村等が移譲を受けやすくするため、国土交通省において<u>知見・ノウハウの継承、人材育成に係る支援等</u>を行うべきである。

13

地方分権一括法案 地域公共交通活性化・再生法改正法案:地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

3. 運用ルールの緩和・運営協議会のあり方の改善等

- (1) 運用ルールの緩和
- ・今後の法制的検討で可能と判断されれば、市町村長が 適切と認める「<u>権利能力なき社団」も実施主体</u>として 認めるべきである。
 - 運送できる旅客として、一定の条件の下で、①地域外からの生活支援ボランティア、②社会参加が困難な者、③地域外からの訪問者等も認めるべきである。
- (2) 運営協議会のあり方の改善等
- ・他の交通関係協議会と連携するほか、<u>まちづくり、福</u> 祉、教育等の分野と一体的に議論するべきである。
- ・国土交通省において、<u>協議対象の合理化</u>に向けた働き かけの継続、<u>合意形成の円滑化</u>に向けた先進事例に関 する情報提供、関係者に対する<u>研修機会の提供、コーディネーター役としての有識者の活用や不合理なロー</u> カルルールの是正の促進等を進めるべきである。

第4次一括法案について

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備を行うもの。 地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するととも に、第30次地方制度調査会答申(平成25年6月25日)で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するた

改正概要(国土交通省関係) તં

国から地方公共団体への事務・権限の移譲

以下の事務・権限を移譲できるよう、 都道府県等の処理する事務に関する規定等を改正。

- 自家用有償旅客運送に関する事務・権限 【道路運送法 **鈴録-監査等**]
- [供用約款の設定の認可等] [道路運送法 自動車道事業に関する事務・権限
- 「認定等に係る同意等] 【運転代行業法】 自動車運転代行業に関する事務・権限
- 法律全体では、43の法律に定める事務・権限を国から地方公共団体に移管 ×

バス・タケシー等が運行されていない過疎地域等において、住民の日常生活における移動手段を確保するため、地方運輸局長の登録を受けた市町村、 (平成18年導入。登録団体数:3,036団体(平成25年3月時点) NPO等が、自家用車を用いて有償で運送する仕組。 **希望する市町村に移譲することを基本。** (希望しない市町村の区域については、 希望する都道府県にも移譲。) 1

自家用有償旅客運送とは

- ・地域における関係者の合意から登録までにかかる期間の短縮・地域の実情に応じた創意工夫による移動手段の確保



都道府県から指定都市への事務・権限の移譲

- ・公有水面の埋立の免許等 [公有水面埋立法]
- •規制区域の指定等 [国土利用計画法]
- ※法律全体では、25の法律に定める事務・権限を都道府県から指定都市に移管 ・一の指定都市区域内の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン に関する都市計画の決定等【都市計画法】

施行期日 ო

平成27年4月1日(体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める

福祉有償運送運転者及びセダン等運転者「運転協力者講習会」

私たちが取り組んでいる福祉有償運送(移動送迎支援活動)は、 非営利法人であれば改正「道路運送法79条」(2006年10月1日施行) に登録すれば可能となっています。

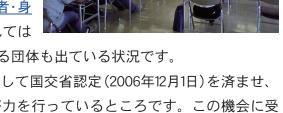
□ 改正「道路運送法」では、「運転者の要件」として「国土交通大臣 認定の講習修了者」という要件が新設され、講習内容も<u>最低470分</u> (セダン車等研修を含む)が規定されています。□

「道路運送法」改正の目的は、「過疎地の生活交通や要介護者・身体障害者等の移動制約者の移動を確保」(国土交通省)とされては

いるものの、手続きの煩雑さゆえに各地ではやむなく撤収する団体も出ている状況です。

私たちは「福祉有償運送運転者及びセダン等運転者講習」として国交省認定(2006年12月1日)を済ませ、活動継続への支援と、移動送迎支援活動のすそ野を広げる努力を行っているところです。この機会に受講いただき、それぞれの地域で取り組みを継続・拡大されるようお願いいたします。

※二日間のカリキュラム全てに出席された方には、運転協力者講習の「修了証」を発行いたします。



盟日 時: ①8月18日(月)~19日(火) ②9月15日(月)~16日(火) ③10月20日(月)~21日(火) ④11月17日(月)~18日(火)

いずれも 10:00~17:00 (9:40~開場・受付)

□ 会場:「KSプラザ」3階研修室(NPO法人日常生活支援ネットワークの裏)

闘参加費用:8,500円/名(関西STS連絡会非加入団体は15,000円/名)

※いずれもテキスト代が別途1,000円必要となります。

※運転適性診断を希望される方は1,500円で実施します。 (当日受付でお支払いください。)

図 主 催: NPO法人移動送迎支援活動情報センター

图 共 催: 関西STS連絡会

【申込み・問合せ先】

NPO法人移動送迎支援活動情報センター

(担当 えのきぞの、いらはら)

TEL:06-4396-9189 FAX:06-4396-9189 (お申し込みは別紙FAX用紙にて受け付けています)



福祉有償運送運転者及びセダン等運転者講習会

講習内容(第1日目)

10:00 第1章 運転協力者研修の目的と研修の進め方

10:30 第2章 移動・送迎サービスとは

11:00 第3章 移動・送迎サービスの利用者を理解する

12:00 昼休憩

13:00 第4章 利用者の心理と接遇

14:00 第5章 必要とされる介助と活動の様子 ガイドヘルプ及び車イス体験・介助実習

16:00 第 10 章 セダン車等運転研修(座学)

17:00 終了 (17:00~ 適性診断)

講習内容(第2日目)

10:00 第6章 移動・送迎サービスに必要な心構えとマナー

11:00 第7章 福祉車両について

12:00 昼休憩

13:00 第8章 移動・送迎サービス関連の交通法を理解する

14:00 第9章 福祉車両・セダン車両への乗降及び運転実技

1班:福祉車両への車イス乗降・運転実技

2 班:セダン車両へ乗降・介助実習・車イス実技

17:00 修了式

□ 運転適性診断を希望される方は講習終了後に行います(費用は 1,500円) □



地下鉄「大国町」駅・東側、南海線「今宮戎」駅、西側

・作業所内やサービスを提供中の賠償事故に備え

事業者総合賠償責任補償制度

・職員や活動中の支援者の事故に備え

傷害見舞金補償制度

障害者補償制度20余年の実績の

A I U保険会社 ジェイアイシーウエスト(株)

TEL: 06-6941-5187 FAX: 06-6944-1728 自動車保険等あらゆる保険の事はご相談ください

------ 申し込み用紙 ------

希望日 (〇印を)	①8月18日(月)~19日(火) ③10月20日(月)~21日(火)	②9月15日(月)~16日(火) ④11月17日(月)~18日(火)	
団 体 名	□運営協議会に届出(予定を含む)の事業者 [□4 条許可の事業者 □43 条許可の事業者	
団 体 住 所 及び連絡先	〒	AX 番号()	
(ふりがな)	電話番号() F7 () Sylvita) 氏 名 住 所 〒	(ふりがな) 氏 名 住 所 〒	
参加者氏名等	生年月日 年 月 日 移動送迎支援活動歴 □なし □1年以下 □1年以上	生年月日 年 月 日 移動送迎支援活動歴 □なし □1年以下 □1年以上	
福祉に関する 免 許・資 格	例:ホームヘルパー2級		
適性診断	要 · 不要	要 · 不要	

定員超過のため参加をお断りせざるを得ない場合のみ、こちらよりご連絡さし上げます。

目家用有償運送•運転代行業

括法案」衆院可決

限・事務を国から自治体に 定され、衆院総務委員会で一の支援▽地域の自主性・自 月1日に施行される。 国会中に成立、原則来年4 正案)が25日の衆院本会議 行業適正化法などの一部改 案」(道路運送法、運転代 移す「地方分権改革一括法 自動車運転代行業の規制権 大型連休明けに参院で審議 **分りし、支障がなければ今** 法案は3月14日に閣議決 自家用車有償旅客運送と一 成した。 技術的助言、職員派遣など 体の財政需要の把握と財源 代行に関する目立ったやり |括で審議。 有償運送と運転 では共産党を除き各党が質 参考人質疑が行われ、採決 **清司埼玉県知事らに対する** 委で橋下徹大阪市長、上田 取りはなかった。24日の同 措置、マニュアルの整備や 「地方自治法改正案」と一|立性に配慮し、国の関与を 付帯決議は4項目。自治 必要最小限にーーなど。

よる事業者認定の事前協議 省が現在担っているNPO |望する市町村」。 運営協議 一・同意、監督などが対象。 一議会など運送団体の登録・ ボランティア、社会福祉協 会の主宰に加え、国土交通 斉に都道府県へ。国交省に 代行の移譲は全国一律・ 察、国交両省庁共管の運転 更新や監査を手掛ける。際 有償運送の移譲先は「希

東京交通新聞 2014 年 4 月 29 日

などを条件に新たな対象に

な用務を反復継続している

追加した。

ーンのNPOボランティ 運送主体に関しては、

|家用有償運送の旅客範囲拡大

国土交通省は「希望する|要をまとめ、20日の「自家|・タクシー全社の同意があ|で運送できるケースとし| |用有償運送の事務・権限移|れば地域外の訪問者の送迎 国交省が制度改正案

|を可能とした。道路運送法.| 所がない離島を認めた。さ 登録要件を改める。 施行規則(省令)や通達の 改正案では、地域住民で | 運送の提供が困難なことに らに、バス・タクシー事業 一て、バス・タクシーの営業 者が地域外訪問者も含めた

などの規制を全国で緩和・ せ、旅客の範囲や運送主体 客運送の地方分権に合わ 市町村」を対象とした来年

1月予定の自家用車有償旅

|後藤審彦。早稲田大学創造 譲あり方検討会一(座長ー

理工学部長)の第4回会合 に提示した。旅客の範囲の

東京交通新聞 2014 年 3 月 24 日

弾力とする制度改正案の概|見直しでは、地域内のバス|はない人を自家用車で有償|ついて、地域内に営業所が|で、住民の日常生活に必要|の調整を経て出される。 の送迎は、昨年12月の通達 下ろしなど圏外から訪れる 手段の確保につなげる。雪 者に限らず観光客らの移動 長村長の判断により、障害 「生活支援ボランティア」 長が得ている場合も容認し あるすべてのバス・タクシ の同意を運営協議会に報告 でないことを明示する。市 じめバス・タクシー事業者 し、利用者に対してあらか - 事業者の同意を、市長村 その際、バス・タクシー り、一連の改革案を盛り込 会はこの日が最終回とな |ら分権が開始される。検討 | 側の体制整備を踏まえなが 4月1日の予定で、 |権改革 | 括法案) の説明が |道運法||部改正案(地方分 |権限を国から自治体に移す |など) に限っている。 可地緣団体、農協、 |あった。施行は原則、 |定された有償運送の事務・ る団体(一般社団法人、 んだ最終取りまとめが文言 省令に規定する法人格があ 行ではNPOなどのほか、 村長が適切と認めた団体 安全が確保できる組織的基 の「権利能力なき社団」を 加え、自治会、町内会など ア、社会福祉協議会などに で、運営協に報告する。現 た。非営利性を前提に市長 盤があれば認める方向とし 検討会では、14日閣議決 、商工会

編集人/NPO法人 日常生活支援ネットワーク 移動・送迎支援活動ニュース編集部

大阪市浪速区敷津東3丁目6-10 556-0012 TEL • FAX 06-4396-9189 **漢西障害者定期刊行物協会**

東興ビル 4 F **T** 543-0015 大阪市天王寺区真田山町 2 - 2 定価/100円